改正後	現行
子発 0319 第 1 号	子発 0319 第 1 号
令和3年3月19日	令和3年3月19日
一部改正 こ 成 保 2 1	
令和5年4月21日	
都道府県	都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿	各指定都市民生主管部(局)長殿
中核市	中核市
厚生労働省子ども家庭局長	厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)	(公印省略)
保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて	保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて
保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し	保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し

上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63 号) 及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生 労働省令第61号) (以下「最低基準」という。) で規定されている定数 上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保 育士の導入について」(平成10年2月18日付け児発第85号厚生省児童 家庭局長通知。以下「平成10年通知」という。)において、短時間勤務 の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定

上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63 号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生 労働省令第61号) (以下「最低基準」という。) で規定されている定数 上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保 育士の導入について」(平成10年2月18日付け児発第85号厚生省児童 家庭局長通知。以下「平成10年通知」という。)において、短時間勤務 の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定

数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等(保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士(常勤の保育士(当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの)以外の者。以下同じ。)が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和3年4月1日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

これに伴い、平成10年通知は、令和3年3月31日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(略)

数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等(保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士(1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。)が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和3年4月1日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

これに伴い、平成10年通知は、令和3年3月31日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(略)